

滋賀県医学生修学資金貸与要綱

平成 28 年 4 月 1 日制定
平成 30 年 4 月 1 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正

(目 的)

第 1 条 この要綱は、医学を専攻する者で、将来県内の病院（医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院をいう。以下同じ。）において、診療業務（医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修（以下「臨床研修」という。）および個別診療科に係る専門性に関する研修（以下「専門研修」という）を含む。以下同じ。）に従事しようとするものに対する修学資金（以下「資金」という。）の貸与について必要な事項を定め、県内における医師の充足に資することを目的とする。

(貸与の対象者)

第 2 条 知事は、毎年度予算の範囲内において、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する大学（以下「大学」という。）の医学を履修する課程の学部在籍している学生（以下「医学生」という。）であって、診療業務に従事することにより地域医療に貢献する意思を有する者に対し、その申請により資金を貸与することができるものとする。ただし、新たに資金の貸与を受けることができる者は、3 年次の医学生に限る。

2 他の地方公共団体等が実施する修学資金の貸与（特定の医療機関での就業を返還免除の要件としているものに限る。）を受けている者については、前項の規定にかかわらず、資金の貸与は行わない。

(資金の貸与の額等)

第 3 条 資金の貸与の額は、年額 1 8 0 万円とし、同一人に貸与する資金の総額は、7 2 0 万円を超えないものとする。

2 知事は、貸与を受ける者が大学を卒業するまでの間、毎年度、当該年度に貸与すべき額を一括して貸与する。

(貸与契約の解除)

第 4 条 知事は、資金の貸与を受けている者が次の各号のいずれかに該当するときは、資金の貸与の契約を解除するものとする。

- (1) 大学を退学したとき。
- (2) 大学から停学の処分を受けたとき。
- (3) 心身の故障のため、修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (4) 学業の成績が著しく不良になったと認められるとき。

- (5) 資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) その他資金貸与の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(貸与の停止)

- 第5条 知事は、資金の貸与を受けている者が留年したときは、留年が決定した日の属する年度の翌年度に係る資金の貸与を行わないものとする。
- 2 知事は、資金の貸与を受けている者が年度の初日から末日まで休学し、または留学したときは、当該休学し、または留学した年度に係る資金の貸与を行わないものとする。

(返 還)

- 第6条 資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から起算して6月以内に、貸与を受けた資金の額に、貸与を受けた日の翌日から起算して当該各号に規定する事由が生じた日までの期間（大学を卒業した日の翌日から医師法第2条に規定する医師の免許（以下「医師免許」という。）を取得した日の属する年度の3月31日までの期間（その期間が2年を超えるときは、2年間）および第8条第2項各号に該当する期間を除く。）の日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した利息の額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を加えた額の総額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を一括して知事に返還しなければならない。ただし、疾病、負傷その他やむを得ない理由（以下「やむを得ない理由」という。）があるときは、この限りでない。
- (1) 第4条の規定により、資金の貸与の契約が解除されたとき。
 - (2) 大学を卒業した日から起算して2年を経過する日までに医師免許を取得しなかったとき。
 - (3) 第8条第1項の規定による返還の免除の要件に該当しないこととなったとき。
- 2 前項の場合において、資金の貸与を受けた者が次条の規定により返還の債務の履行の猶予を受けたときは、資金の返還の期間は、前項の規定による返還の期間と当該猶予された期間とを合算した期間とする。

(返還の猶予)

- 第7条 知事は、資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間、資金の返還の債務の履行を猶予することができる。
- (1) 第6条の規定により資金の返還の義務が生じた後、引き続き当該大学において医学を履修する課程に在籍しているとき。
 - (2) 第6条の規定により資金の返還の義務が生じた後、引き続き学校教育法第97条に規定する大学院において医学を履修する課程に在籍しているとき。
 - (3) 前2号に定めるもののほか、やむを得ない理由があるとき。

(返還の免除)

第8条 知事は、資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、議会の議決を経て、資金の返還の債務を免除するものとする。

(1) 資金の貸与を受けた者が医師免許を取得した日から起算して6年を経過する日の属する年度の末日までの期間（以下「義務年限」という。）県内の病院（一般社団法人日本専門医機構（以下「機構」という。）が定める総合診療の専門研修を受ける場合にあっては、機構が認定した総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設または連携施設とされた県内の診療所を含む。第2項において同じ。）において診療業務に従事し、かつ義務年限の期間中継続して滋賀県医師キャリアサポートセンター（滋賀県地域医療支援センター）が別に定めるキャリア形成プログラムに参加したとき。ただし、義務年限のうち5年目以降、次のアからコまでのいずれかに該当する県内の病院または機構が定める総合診療の専門研修を受ける場合にあっては機構が認定した総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設もしくは連携施設とされた県内の医療機関のうち知事が指定する医療機関（以下「指定病院等」という。）において診療業務に従事した場合に限る。

ア 医療法第31条に規定する公的医療機関

イ 独立行政法人国立病院機構が開設する病院

ウ 国立大学法人滋賀医科大学医学部附属病院

エ 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）第3条第1号に規定する基幹型臨床研修病院

オ 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターまたは周産期協力病院

カ 小児救急医療支援事業参加病院

キ 精神科救急医療輪番病院

ク 二次救急医療病院群輪番制参画病院

ケ 災害拠点病院

コ 医療型障害児入所施設として滋賀県に指定された病院

(2) 義務年限の期間中に業務上の理由により死亡し、または業務に起因する心身の故障のため診療業務を継続できなくなったとき。

2 資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その該当する期間は義務年限に算入しない。

(1) 学校教育法第97条に規定する大学院（医学を履修する課程に限る。）に在籍しているとき。

ただし、県内の病院で常勤医として診療業務に従事しながら在籍している場合を除く。

(2) 国内または海外の病院（県内の病院（義務年限のうち5年目以降にあっては、指定病院等。第5号において同じ。）を除く。）または研究所等で医療に関する研修（臨床研修を除く。）を受けているとき。

(3) 医療に関する研究のために海外へ留学しているとき。

(4) 妊娠もしくは出産に伴う産前産後休暇もしくは育児休暇またはこれらに相当する休暇を取得しているとき。

(5) 県内の病院以外の医療機関において診療業務に従事しているとき。ただし、臨床研修の期間を除く。

- (6) 疾病、負傷その他の事由により診療業務に従事していないとき。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは資金の返還の債務を免除しないものとする。
- (1) 大学卒業後医師免許を取得するまでの期間が2年を超えるとき。
- (2) 前項第2号から第6号までに該当する期間を合計した期間が3年を超えるとき。ただし、義務年限中に同項第1号に該当する期間がある場合は、4年を上限として当該期間を同項第2号から第6号までに該当する期間を合計した期間に加算することができる。
- 4 義務年限の計算においては月数によるものとし、その計算に必要な事項は、細則で定める。

(延滞利子)

第9条 資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞利子を支払わなければならない。

(委任)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、細則で定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度以後の年度が資金の貸与の初年度となるものに適用する。
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
- (1) 滋賀県医学生修学資金貸与要綱（平成19年9月1日制定）
- (2) 滋賀県医学生（精神科）修学資金貸与要綱（平成21年6月8日制定）
- 3 この要綱の施行の際、現に旧滋賀県医学生修学資金貸与要綱または旧滋賀県医学生（精神科）修学資金貸与要綱（以下「旧各貸与要綱」という。）の規定に基づき資金の貸与を受けている者に関しては、前項の規定にかかわらず、旧各貸与要綱は、この要綱の施行後も、なおその効力を有する。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医学生修学資金貸与要綱の規定（第2条の改正規定ならびに第8条の改正規定（「5年」を「6年」に改める部分、「従事した」を「従事し、かつ義務年限の期間中継続して滋賀県医師キャリアサポートセンター（滋賀県地域医療支援センター）が別に定めるキャリア形成プログラムに参加した」に改める部分および「4年目以降」を「5年目以降」に改める部分に限る。）に限る。）は、同日以後に新たに貸与を受け者に係る修学資金について適用する。
- 2 この要綱の施行の際、現に、この要綱の制定に伴い廃止した旧滋賀県医学生修学資金貸与要綱（平成19年9月1日制定。以下「旧貸与要綱」という。）の規定に基づき資金の貸与を受けている者（平成26年3月25日に改正され、および施行された旧貸与要綱の規定の適用を受けてい

る者に限る。)に係る義務年限内の業務従事(平成30年4月1日以降のものに限る。)については、旧貸与要綱第8条第1項第1号本文中「病院」とあるのは「病院(一般社団法人日本専門医機構(以下「機構」という。)が定める総合診療の専門研修を受ける場合にあつては、機構が認定した総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設または連携施設とされた県内の診療所を含む。第2項において同じ。)」と、同号ただし書中「県内の病院のうち知事が指定する病院」とあるのは「県内の病院、医療型障害児入所施設として滋賀県に指定された県内の病院または機構が定める総合診療の専門研修を受ける場合にあつては機構が認定した総合診療専門研修プログラムにおいて基幹施設もしくは連携施設とされた県内の医療機関のうち知事が指定する医療機関」とする。

付 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に資金の貸与を受けている者およびこの要綱の制定に伴い廃止した滋賀県医学生修学資金貸与要綱(平成19年9月1日制定)または滋賀県医学生(精神科)修学資金貸与要綱(平成21年6月8日制定)の規定に基づき資金の貸与を受けている者に係る義務年限の取扱いについては、改正後の滋賀県医学生修学資金貸与要綱第8条第2項から第4項までの規定を適用する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、改正後の滋賀県医学生修学資金貸与要綱の規定は、同日以後に新たに貸与を受ける者に係る修学資金について適用する。